

## 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 骨子(案)

## ○はじめに

- 1 これまでの経緯(新法成立に至った経緯等)
- 2 方針のねらい(女性が直面する困難と支援制度の必要性)
- 3 方針の対象期間

## ○第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

- 1～7 女性相談支援センター(旧婦人相談所)の状況 等

## ○第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

- 1 基本理念、施策の対象者
- 2 国、都道府県、市町村の役割分担と連携
- 3 支援の基本的な考え方
- 4 支援に関わる団体機関等
  - (1) 女性相談支援センター
  - (2) 女性相談支援員
  - (3) 女性自立支援施設
  - (4) 民間団体等
  - (5) その他関係機関
- 5 支援の内容
  - (1) 早期発見・アウトリーチ
  - (2) 居場所の提供
  - (3) 相談支援
  - (4) 一時保護
  - (5) 被害回復支援
  - (6) 生活の場を共にすることによる支援(生活支援・権利回復支援)
  - (7) 同伴児童等への支援
  - (8) 自立支援
  - (9) アフターケア
- 6 支援の体制
  - (1) 三機関の連携体制
  - (2) 民間団体との連携体制
  - (3) 関係機関との連携体制
  - (4) 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性
- 7 支援調整会議
- 8 教育・啓発
- 9 人材育成

10 調査研究等の推進

11 基本方針の見直し

○第3 都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

1 計画策定に向けた手続

(計画の期間、他の計画との関係、計画策定前の地域における課題把握、関係者や関係団体等からの意見聴取等)

2 計画に関する評価と公表

3 基本計画に盛り込むべき施策(第2で定める内容に沿って作成)

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項